

経営バイタル
の強化書 KEIEI VITAL

▶ 2024年11月以降、交付から満期日までの期間が60日を超える約束手形、電子記録債権、一括決済方式は行政指導の対象となり得ます。

下請中小企業振興法に基づく 「振興基準」の改正と約束手形の廃止



下請代金を手形等で支払う場合の支払サイトについて、業種を問わず60日以内とすることを徹底する旨が規定され、2024年11月1日以降適用されます。

政府と産業界は2026年の約束手形の利用廃止、小切手の全面的な電子化の方針を示しており、電子化への対応について併せて検討しておきましょう。

1 下請中小企業振興法に基づく「振興基準」の改正

経済産業省は令和6年4月30日に公正取引委員会が手形等の指導基準について、手形等の交付から満期日までの期間を120日から60日に見直したことを踏まえ、下請中小企業振興法第3条第1項に基づいて経済産業大臣が定める「振興基準」を改正しました（令和6年11月1日施行）。

今回の改正では、親事業者及び下請事業者は、下請代金を手形等で支払う場合の支払サイトについて、業種を問わず60日以内とすることを徹底する旨を規定しています。また、公正取引委員会が令和6年5月に下請代金支払遅延等防止法の運用基準を改正し、買いたたきの解釈の明確化をうけて、振興基準でも同様に買いたたきの解釈を規定しました※1。

2 令和6年度改正の概要

改正の概要是下記のとおりです。

一 約束手形等の支払サイトを60日以内とすることを徹底する旨の改正

公正取引委員会による、手形等が下請代金の支払手段として用いられた場合の指導基準及び指導方針を変更したことを踏まえた親事業者及び下請事業者の行動に関する事項。

二 下請法で禁止する買いたたきの解釈の明確にする旨の改正

公正取引委員会が令和5年11月29日に公表した「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」等を踏まえ、下請法上の買いたたきの解釈・考え方方が更に明確になるよう、下請法運用基準の改正を行うこととしたことを踏まえた、親事業者の行動に関する事項※2。

3 事業者団体への要請

改正に先立ち、経済産業省、公正取引委員会では、4月30日に約束手形等の交付から満期日までの期間の短縮を事業者団体に要請しています。

事業者団体への要請は、下記の内容となっていました。

事業者が手形等のサイトを短縮できない理由は、上位の取引からの支払が手形等によるものであり、そのサイトが長いことであるとの声が多く聞かれます。下請法の対象とならない取引も含め、サプライチェーン全体でサイトを短縮化していくことが、中小企業の取引適正化のために必要です。

また、手形等のサイトの短縮に取り組む事業者の資金繰りへの影響にも配慮が必要です。そこで、中小企業庁は、公正取引委員会と連名で、各産業の業界団体や、金融機関及びそれを監督する省庁等に対し、以下の内容の要請文を発出しました。

1. サイトが60日を超える手形等を下請法の割引困難な手形等に該当するおそれがあるものとして指導の対象とする運用が、令和6年11月1日から始まる。
2. ファクタリング等の一括決済方式については、サイトを60日以内とすることに加え、引き続き、一括決済方式への加入は下請事業者の自由な意思によること並びに親事業者、下請事業者及び金融機関の間の三者契約によることを徹底すること。

【図1】手形運用変更周知ポスター※4



3. 下請法対象外の取引についても、手形等のサイトを60日以内に短縮する、代金の支払いができる限り現金によるものとするなど、サプライチェーン全体での支払い手段の適正化に努めること。とりわけ、建設工事、大型機器の製造など発注から納品までの期間が長期にわたる取引においては、発注者は支払い手段の適正化とともに、前払い比率、期中払い比率をできる限り高めるなど支払条件の改善に努めること。
4. 手形等のサイトの短縮に取り組む事業者からの資金繰り支援の相談に丁寧かつ親身に応じるとともに、事業者の業況や資金需要等を勘案し、事業者に寄り添った柔軟かつきめ細かな資金繰り支援に努めること。

公正取引委員会及び中小企業庁は、新たな指導基準等の運用開始に当たり、連名で、今年度に実施した下請法に基づく定期調査において、サイトが60日を超える手形等により下請代金を支払っており、かつ、現金払への変更や手形等のサイトを60日以内に短縮する予定はないとした親事業者約600者に対し、令和6年11月1日以降に手形等により下請代金を支払う場合には、手形等のサイトを60日以内に短縮することを求める注意喚起を行っています※3。

4 約束手形・小切手の利用廃止

[図2] 紙の約束手形、やめませんか?※5



紙の手形・小切手の利用廃止については、2021年6月18日に「成長戦略実行計画」で産業界及び金融界による自主行動計画の策定を求めるごとで、5年後(2026年)の約束手形の利用の廃止に向けた取組を促進する。と閣議決定されており、また、2023年6月9日に「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、決済については、法人インターネットバンキングの利用促進や手形・小切手の電子化に向けた取組を通じて

[図3] 「手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた自主行動計画」の全体像※6

※1 下請中小企業振興法に基づく「振興基準」を改正しました(経済産業省) (URL:<https://www.meti.go.jp/press/2024/11/20241101001/20241101001.html>)※2 振興基準(令和6年11月1日改正)(中小企業庁) (URL:<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shinkoukijyun.html>)※3 約束手形等の交付から満期日までの期間の短縮を事業者団体に要請します(経済産業省) (URL:<https://www.meti.go.jp/press/2024/04/20240430002/20240430002.html>)※4 「手形運用変更周知ポスター」(PDF) (経済産業省) (URL:<https://www.meti.go.jp/press/2024/04/20240430002/20240430002-b.pdf>)※5 「紙の約束手形、やめませんか?」(PDF) (経済産業省) (URL:<https://www.meti.go.jp/press/2022/02/20230222001/20230222001-2.pdf>)※6 「手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた自主行動計画(概要)」(PDF) (全国銀行協会) (URL:https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/news/news351115_2.pdf)※7 「でんさいとでんさいネットの概要」(でんさいネット) (URL:https://www.densai.net/pdf/pamphlet_A002_01.pdf)※8 でんさいとは (URL:<https://www.densai.net/about/>)

企業間決済のデジタル化の着実な進展を図りつつ、関係事業者による取組を後押しする。と閣議決定されています。

一般社団法人全国銀行協会では、「手形・小切手機能の『全面的な電子化』に関する検討会」で「手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた自主行動計画」を策定、改訂し、2026年度末までに電子交換所における交換枚数(手形・小切手)をゼロにする目標を達成すべく活動を行っています※6(【図3】)。

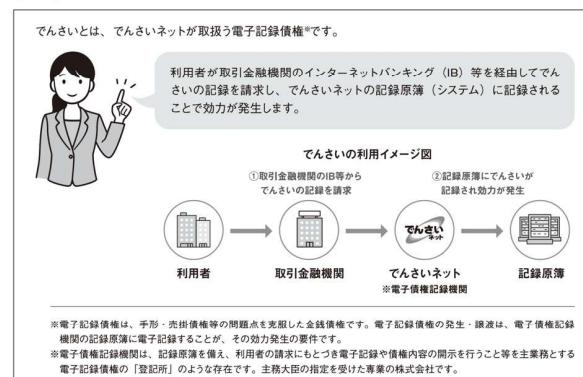
5 でんさいとは?

紙の手形・小切手の利用廃止に伴って、普及が促進されている電子記録債権に「でんさい」があります。

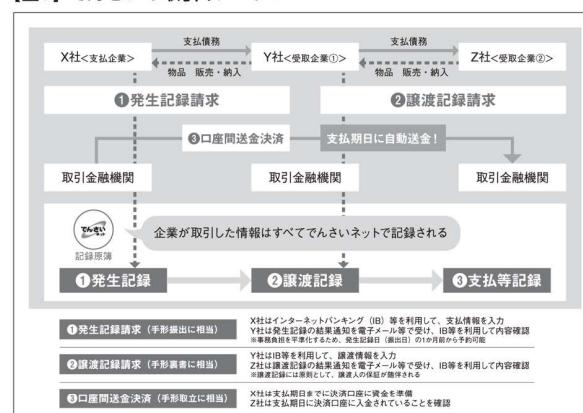
でんさいとは、株式会社全銀電子債権ネットワークが取り扱う電子記録債権を意味します。また、「でんさいネット」は、一般社団法人全国銀行協会が100%出資し、設立した「株式会社 全銀電子債権ネットワーク」の通称となっています(【図4】)。

でんさいの取引は、手形振出に相当する「発生記録請求」、手形裏書に相当する「譲渡記録請求」、手形取立に相当する「口座間送金決済」があり、取引した情報はすべてでんさいネットで記録されることになります(【図5】)。

[図4] でんさいとは※7



[図5] でんさいの取引イメージ※7



でんさいのウェブサイト※8では、でんさい導入に際してのコスト診断や利用状況検索サービス、導入サポートや事例紹介が掲載されているため、導入の検討に際して確認しておくとよいでしょう。